

税の申告期限は3月17日(月)

申告書は自分で書いて 早めに提出を



平成20年度(19年分)の市・県民税の申告や所得税の確定申告の受け付けは3月17日(月)までです。期限間近になりますと受付窓口が混み合う場合がありますので、申告書などは自分で正しく作成して早めの提出をお願いします。

また、作成済みの申告書の提出は郵送でも受け付けています。なお、申告書控えに収受印が必要な方は返信用封筒を同封して送付してください。

市・県民税申告

〒289 2198

匝瑳市八日市場八793番地

2 匝瑳市役所税務課市民税班

〒289 2192

匝瑳市今泉6474番地

匝瑳市野栄総合支所税務室

所得税確定申告

〒288 8666

銚子市栄町2 1 1

銚子税務署(郵送の場合)

受付・相談会場は銚子読売ビル(銚子市西芝町475 1)

2階です。会場案内図は市

ホームページ <http://www.city.sosa.lg.jp/> をご覧ください。

市・県民税の 申告が必要な方

平成20年1月1日現在、

申告相談日程

税理士会の無料相談

日時：3月3日(月)、4日

(火)、5日(水) 9時30分

～12時、13時～15時30分

場所：市民ふれあいセンタ

1 2階第3会議室

対象：専従者控除前の所得

金額が300万円以下の事

業者(医師、弁護士および

譲渡所得を除く)

市・県民税の申告相談

日時：土・日・祝日を除く

3月17日(月)までの9時

～12時、13時～16時

場所：市民ふれあいセンタ

1 2階第3会議室、野栄総

合支所1階第3第4会議室

日曜申告相談

日時：3月2日(日) 9時

～12時、13時～16時

場所：市民ふれあいセンタ

1 2階第3会議室

譲渡(株式や土地・建物を

売った)所得のある方は、銚

子読売ビル2階(銚子税務署)

へ直接ご相談ください。

相談時のお願い

申告書の作成アドバイスを受ける方は、申告書、印鑑、証明書などの必要書類、電卓、筆記用具などを持参の上、会

場へお越しくください。また、医療費控除のある方は領収書の集計をして、事業所得や不動産所得などがある方は売上額や仕入れ額、経費などの集計を事前に済ませておいてください。

便利な口座振替

市税の納付は安全で便利な口座振替をご利用ください。新たに口座振替を希望される方は預金先の金融機関または郵便局へ「口座振替依頼書」を提出してください(用紙は各窓口へお尋ねください)。すでに口座振替を利用されている方でも固定資産の所有者変更(死亡を含む)をした場合や新たな共有名義で取得した場合などは再度手続きが必要です。

問い合わせ

・ 所得税、消費税の確定申告や相続税、贈与税については：銚子税務署 ☎0479・22・1571
・ 国税庁ホームページアドレス：<http://www.nta.go.jp/>
・ 市・県民税申告については：税務課市民税班 ☎73・0087、野栄総合支所税務室 ☎67・3113

市税は市民の大切な財産です

市税の納め忘れはありませんか？

市税は、教育や福祉、住環境の整備など、さまざまな分野で市民の皆さんの快適で暮らしやすいまちづくりのために使われており、市民全体の財産です。

こうした事業を計画的に進めるためにも市税を納付期限内に納めていただくことが大切です。ご確認の上、納付が遅れている場合には早急に納付してください。

滞納整理推進機構を設置

千葉県と県内市町村は、住民税を中心とした税の滞納の縮減と公平確保のため「千葉県滞納整理推進機構」を設置しており、匝瑳市も参加しています。

税を滞納していると、財産の差押えなど、滞納処分の対象となりますので、早急に納付してください。

納付が困難な特別な事情がある場合には、ご相談ください。

問 税務課収税班

☎73・0087

4月から新しい高齢者の医療制度が始まります



高齢化の進展に伴い、高齢者の医療を安定的に確保するため、4月から現在の老人保健制度が、「後期高齢者医療制度」に変わります。

4月1日現在、75歳（一定の障害があり老人保健制度の認定を受けている場合は65歳）以上の方は、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

加入は自動的に行われ、3月中に「後期高齢者医療被保険者証」が、被保険者ごとに郵送されます（詳しくは、下記のお知らせをご覧ください）。

医療費の一部負担割合（窓口負担割合）および、給付は老人保健制度と同様です。

保険料は表1の通り計算され、一人ひとりに「後期高齢者医療保険料」がかかります。

表1 保険料の決まり方（匠瑛市）

保険料 = 均等割額 + 所得割額

均等割額...32,800円（加入者全員が人数割りで負担する額）

所得割額...（総所得金額－基礎控除額33万円×6.25%）
（被保険者の前年の所得に基づき計算されます）

保険料の限度額は50万円。100円未満の保険料は切り捨て

表2 世帯の所得水準に応じた均等割額の軽減

軽減の基準額	軽減内容
「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯	均等割額 7 割軽減
「基礎控除額（33万円）+24.5万円×被保険者数」を超えない世帯 被保険者数は被保険者の世帯主を除く	均等割額 5 割軽減
「基礎控除額（33万円）+35万円×被保険者数」を超えない世帯	均等割額 2 割軽減

用語「基礎控除額」...市県民税や所得税を計算するとき、所得から一律差し引くことができる金額。

国民健康保険と同様、公的年金等控除を受けた場合には高齢者特別控除（さらに15万円控除）を適用します。

軽減基準の判定には、被保険者本人の所得のほか、世帯構成員（世帯主）の収入でも判断します。

この保険料の支払いは、年額18万円以上の年金受給者は原則として年金から天引きされます（4月上旬にご案内する予定です）。

それ以外の普通徴収（納入通知書で納付）の方は、市役所から送付される保険料の納付書によりお支払いいただくこととなります（7月中旬にご案内する予定です）。

また、世帯の所得水準に応じて、保険料（均等割額）が軽減される場合があります（表2）。

なお、現在、65歳から74歳の方で、一定の障害があり老人保健制度の認定を受けている方については、75歳になるまで後期高齢者医療制度への加入を取りやめることもできます。

なお、後期高齢者医療制度への加入を希望されない方は、障害認定撤回の申請をお願いします。申請の手続きなどについては、お問い合わせください。

撤回の申し出がない場合には、自動的に後期高齢者医療制度の被保険者となります。

高年齢者医療準備班
73・0086

75歳以上の皆さんへ

後期高齢者医療被保険者証をお届けします

4月1日から後期高齢者医療制度の実施に伴い、75歳一部の方は65歳）以上の方は全員がこの制度の被保険者となりますので、該当の方に被保険者証を発行いたします。

保険証は、今月中に被保険者ごとに郵送いたします。

市民課高年齢者医療準備班
73・0086

市民室67・3112

国民健康保険加入者の皆さんへ

保険証、高齢受給者証を更新します

国民健康保険の被保険者証が3月31日で期限切れとなりますので更新します。新しい保険証は、今月中に世帯ごとに郵送いたします。

高齢受給者証の更新（70歳～74歳の方）

「高齢受給者証」が3月31日で期限切れとなりますので更新します。新しい受給者証は、今月中に受給者ごとに郵送いたします。

市民課国保班
73・0086

市民室67・3112



後期高齢者医療被保険者証

今回は、国の負担割合の凍結措置の影響で期限が7月末までの暫定発行となります。7月に再度1年分をお届けいたします。

年度の途中で75歳になられる方の有効期限は、誕生日の前日となります。以後は、右記の後期高齢者医療制度の被保険者となり、新しい保険証が発行されます。

期限切れの保険証などは、市役所市民課または野栄総合支所市民室までお返し願います。

市民課国保班
73・0086

市民室67・3112